

弁護士法人

小寺・松田法律事務所

札幌事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL.011-281-5011 FAX.011-281-5060

<http://www.kmlaw.jp/>

K&M
レポート

Vol.23

発行：平成29年8月



「笑い」は最強の味方です

「吉本新喜劇」を利用した笑い与健康についての実験結果で、漫才などお笑い芸を見て大笑いしたあとは免疫力がアップ。ガン細胞が減少したそうです。笑う門には福来ると言いますが、「笑い」を生活の中に大いに取り入れたいものです。

ただ、世の中には笑ってられないことも多々あります。人口減少により労働力が減少することは、日本の将来について深刻な問題とされています。これに対して、科学技術の進歩により、多くの仕事をロボットが担うので心配はない。むしろ、人口が多いとその職場の確保が大変であり、人口減少は心配ないとの見方もあり

ます。

このように悲観的と思われたことも、多面的に見ると明るい面にもわかに見えてきます。多面的に見るためには、書籍や専門家の意見などが役立ちます。特に暮らしや身に降りかかるトラブルなどは、弁護士などの専門家のアドバイスが役に立ちます。

毎日笑って過ごすことはできないかもしれませんが、物事の明るい面に着目して前向きに考えて、日々を健やかに過ごしたいものです。

弁護士法人小寺・松田法律事務所
弁護士 小寺 正史

連載的財産権 ⑮ 著作権の基礎知識 2

弁護士 松田 竜



今回は、著作者と著作権者が有する権利について解説します。

著作者とは、著作物を創作した人を指します。したがって、オリジナリティのある表現行為を行えば、プロでもアマでも、大人でも子どもでも著作者になり得ます。ただし、会社等の従業員が会社の指示により作成し会社名で公表されるような著作物については、その会社等が著作者となります（いわゆる法人著作）。

著作者は、著作者の人格権を保護する権利（著作者人格権）と財産的権利（著作権）を持ちます。

著作者人格権とは、①未公表の著作物を無断で公表されない権利（公表権）②公表する際に著作者名（ペンネーム等）を付けるか付けないかを自由に決める権利（氏名表示権）③著作物のタイトルや内容を無断で変更等されない権利（同一性保持権）を指します。

著作権とは、著作物を無断でコピーされない権利（複製権）を中心とする権利の束となっています（次回、権利の束について解説します。）

著作者は、著作者人格権と著作権を有します。著作権を取得するための手続も、©マークのような表示も不要です。著作人格権は譲渡できませんが、著作権は譲渡可能です。

無用のトラブルを避けるために、デザインや原稿を依頼する時などは、著作権をどちらが持つのか確認の上、価格等も協議するとよいでしょう。

過去の著作物の権利者について判断に迷われたときなどは、弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。



増える自転車事故

苫小牧事務所長 弁護士 中野 正敬



自転車に関する交通事故が増えた影響か、あるいは、平成27年の道路交通法改正（自転車運転者講習の対象となる危険行為の制定など）の影響か、昔に比べると、車道を通行する自転車が増えたように思います。

実は道路交通法上では、歩車道の区別のある道路においては、自転車は車道通行が原則ですから、自転車が車道を通行することはむしろ当然と言えるのですが、自転車が車道を通行すると危険を感じるという声もよく耳にします。

しかしながら、法律上は、自転車は車道通行が原則で、例外的に歩道通行が認められるという関係にありますから、交通事情によっては、この原則が不便（自転車にとっても、自動車にとっても）と感じるような場合もあるのでしょうか、やはり交通法規の原則は念頭において置きたいところです。

さて、前回の過失相殺という話しから

めますと、歩行者は、歩道上の自転車に注意を払う義務はないと理解されていますので、歩道上で歩行者と自転車の事故が発生しても、歩行者が過失相殺されることは原則としてありません。もともと、自転車が歩道通行することが許されるような場合には、状況によっては、歩行者にも過失があると判断される場合もあり得ます。

このように歩行者は、過失相殺の局面では、保護されていると言って良いと思いますが、全ての道路に歩車道の区別があるわけではありませんし、歩行者が車道に飛び出したり、信号無視をして道路を横断する場合など、歩行者の落ち度が大きいと判断されるような事故もあります。

そして、何より、交通事故は起きないに越したことはないのですから、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、歩行者も自転車も、常に道路状況に注意して安全に気をつける必要があると思います。

独特のルールがある 英文の契約書

弁護士
橋田 幸典



英文契約書のチェックは、邦文の契約書と比べるとやはり手間がかかります。その理由としては、①母国語ではない上に、法律文書特有の表現が散見されること、②背景にグローバル・スタンダードであるアメリカ契約法等の考え方があること、③口頭証拠排除の準則 *1(parol evidence rule) などの影響により、契約書が長大になりがちであること等が考えられます。今回は、①についてごく簡単に紹介します。

まず、助動詞の用法に特徴があり、当事者の義務(「～するものとする」)を表す際には、通常 shall (has a duty to の意) を用います。can と may はいずれも「～することができる」を表しますが、can は物理的・精神的にできる (is able to)、may は権利として(行使)できると区別し、契約上の債権については may を用いるのが通常です。禁止(「～してはならない」)を表す際には、shall

not または must not を用いるのが通常です。

次に、hereof, thereafter といった、here, there 等を用いた見慣れない表現を用いるのにも特徴があります。here は this (agreement)、there は that と置き換え、前置詞の後ろに順序を入れ替えて考えます。例えば、terms hereof は terms of this agreement と読み替えれば理解は容易です。

その他、数を表す際には thirty-six percent (36%) というように、文言と数値を併記するのが一般的であり、両者に不一致があったときは、文字表記を優先させる(米国統一商事法典による)など、独特のルールがいくつか存在します。英文契約書でお悩みの際には、いつでもご相談ください。

1* 言った言わないの争いを排除するため、最終合意書締結前の口頭証拠または書証は、契約内容を確定する証拠として採用しないという準則。

最近目立つ、 マンションの管理組合の悩み。

弁護士
熊谷 建吾



札幌市内では中心部のマンションが人気のようで、この数年間の価格の上昇には驚かされるものがあります。法的な観点からは、分譲マンションには管理や修繕を管理組合や管理会社に任せられるというメリットがありますが、他方で一戸建てには無い特有のトラブルがあります。

最近増えたマンションの管理組合からの相談

マンションの管理組合からの相談で最も多いのが、管理費や修繕積立金の滞納です。特に築年数が古く、居室数の多いマンションでは、長期滞納者に悩まされているケースが見受けられます。滞納額が膨らむと共用部分の管理や修繕計画にも影響を与えかねません。弁護士からの督促によって滞納が解消されることもあります。それでも解決しないことも少なくありません。このような場合、管理組合としては、訴訟で

の回収を第一に考えますが、滞納額が多額に及んでいるような場合には、最終手段として「先取特権」に基づいて滞納者の居室を競売することも考えられます。

「先取特権」とは

抵当権と同じく担保物権の一つで、一定の財産から他の債権者よりも優先的に弁済を受けられる権利のことをいいます。訴訟を経ることなく、いきなり競売の申立てが可能ですので、強力な解決手段といえます。ただし、住宅ローンのために抵当権が設定されている場合には抵当権が優先しますので、先取特権による弁済を期待できるのは、住宅ローンが完済されている場合や、住宅ローンの残額が物件の価値を下回っているような場合です。また、競売によって買い手が現れると、当然ながら所有者も変わりますので、その点でも滞納の解消が期待できます。

いろいろ使える信託④

離婚後の、子供の養育費にも信託は活用できます。

岩見沢事務所長 弁護士 小野田 充宏



これまでは、遺言では実現できないことを実現する信託について取り上げてきましたが、信託の活用場面は、自分が死んだ後のことに限りません。

例えば、離婚の場面です。未成年の子供がいる夫婦の離婚に際しては「養育費」や「財産分与」についての取り決めをします。このうち、養育費については、子供を引き取る親（仮に「妻」としておきましょう。）からすると、夫から確実に支払ってもらうことが最大の関心事です。しかし、夫が破産したりすると困るので、できれば一括で支払ってもらうのがベストでしょう。また、財産分与に関しては、これまで住んでいた自宅土地建物を自分の物にして子供と住み続けたい、という希望を持つ方も多いです。

他方、夫からすると、子供のためなら、養育費を一括で支払うことも、自宅を妻に譲ることもかまわないと思うが、あいつなら養育費だけじゃなく自

宅もすぐに売っ払って浪費しちゃうんじゃないかと心配だ、という方もいるでしょう。

このような場合、夫（委託者）は、子供が成人するまでの養育費と自宅土地建物を第三者（受託者）に信託し、子供が成人するまでの間、毎月〇〇円を妻（受益者）に交付するとともに、自宅を妻と子供の生活の本拠として使用させる、という信託契約を利用する方法があります。

これにより、夫は妻に財産を使い込まれるという心配から解放されるでしょう。妻にとっても、確実に養育費や自宅使用を確保できるというメリットがあります（信託を利用すると、夫が破産しても、信託された財産は債権者への配当に回されないため、夫が破産しても養育費は引き続きもらえるし、自宅にも住み続けられるのです。）。

無期転換申込権が発生するまで、1年を切りました。

社会保険労務士 定蛇 萌



無期転換ルールとは、有期契約労働者が同一の会社との間で、その契約が5年を超えて反復更新される場合、労働者の申込みにより、元の有期契約が期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されることを指します。契約社員・パート・アルバイト等、名称を問わず契約期間に定めがある労働者のすべてに該当します。

平成25年4月に改正労働契約法が施行され、施行後に開始した労働契約より適用されますので、本制度は、早ければ平成30年4月には無期転換権が発生します。いよいよ1年を切ったと言うわけです。

有期労働契約と無期労働契約のちがいは

有期契約の場合、雇止めに対し一定の制約はあるものの、期間満了によって会社と労働者との労働契約は終了します。対し、無期転換がなされると、契約期間に定めがなくなりますので、原則、会社もしくは労働者より契約解除の申し入れが

ない限り労働契約は継続することになります。

就業規則との関係

では賃金等其他労働条件はどうなるのでしょうか。法令では元の労働契約と同一とされておりますが、会社に就業規則があり、それが無期転換後の労働者に適用されると、元の労働契約と就業規則とを比較して、好条件のものによります。

現在、正社員用の就業規則がある会社は多いと思われませんが、その適用範囲を単に「期間の定めのない社員」とした場合、無期転換後は期間の定めはなくなりますから、そちらが適用されるのではないかとこの予測外の争いが生じ得ます。

このような紛争を防止するためには、有期契約労働者の実態（勤続年数、更新回数等）を把握し、無期転換後の労働条件を検討の上で、就業規則を早急に整備することが肝要です。どうぞお気軽にご相談下さい。

ファウルボール訴訟2



弁護士 堀岡 和正

今回は、プロ野球の観戦時に観客にボールが当たった場合、裁判所は、臨場感も重要であるとして球団等の責任を否定してきたことをお話ししました。

この流れに一石を投じたのが、札幌ドームでの事故についての札幌地裁判決でした。

札幌ドームの事故当時、試合を主催していた(株)北海道日本ハムファイターズは、小学生を招待する企画を催していました。原告となった女性は、この企画に応じて、夫と子3人(小学生2人と4才児)と一緒に一塁側内野自由席で試合を観戦していたのです。女性自身は、野球に関する知識や関心はほとんどありませんでした。

札幌地裁の判断

札幌地裁は、観客に求められる注意について、次のように判示しました。数万人にも至る観客の中には野球のルールを知らないような人もおり、常に打球の行方を追うことは不可能である。したがって、観客に要求できるのは、なるべく打球の行方を目で追ったり、打球を見失った場合には周囲の観客の動きや場内アナウンス等を手掛かりにボールを探して衝突を回避すること程度である。

その上で、打球は高速で観客席に到達すること、打球の衝突により重傷を負うこともあることから、防球ネット等が設置されていないことには問題があったとしました。

結局、設備の安全性は不十分であるとして、被告側(ファイターズ、球場を管理する(株)札幌ドーム、球場の所有者である札幌市)の責任を認めました。被告側は、安全や臨場感の調和が必要であると主張していましたが、札幌地裁は、事の軽重を捉え違っていると厳しく批判。過失相殺も認めませんでした。

札幌高裁の判断

これに対し、札幌高裁は、観客に求められる注意について、次のように判示しました。ボールを注視したり、幼児を同伴している等のために打球を回避することが難しい場合には、打席からなるべく離れた席を選択するなどの注意が求められる。

臨場感についても、プロ野球観戦にとって本質的な要素である等として、設備の安全性を判断する際の重要な要素としました。

その上で、内野フェンスの高さが他の球場と比べて特に低いわけでもないことや、ファウルボールの危険についてのアナウンスや警笛等の安全対策もなされていること等を考慮して、防球ネットを設置しなくても設備の安全性に問題はないと判断しました。札幌ドームと札幌市の責任は否定されました。

ただし札幌高裁は、ファイターズは小学生を招待するという企画に応じた保護者が、ファウルボールの危険の認識に乏しかったり、子の世話のために打球を注視できないこともあることを十分予見できたと認定しました。そのため、ファイターズにはファウルボールの危険性の小さい座席のみを選択できるようにしたり、ファウルボールの危険性や座席によって危険性が違うことを具体的に告知して座席を選択させたりする契約上の義務があったとしました。

過失相殺については、原告が打球から目をはずした点を捉えて、原告の過失を2割認めました。

札幌高裁は、観客にも相応の注意が求められ、臨場感も重要であるとして、臨場感重視の流れを尊重しながらも、事案の特殊性(ファイターズの企画)に着目して原告を救済したものです。よく考えられた判決だと言えるでしょう。なお、原告も被告も上告しなかったため、高裁判決は確定しました。

居住用不動産の贈与で

配慮すべきこと

滝川事務所長 弁護士 村田 雅彦



「夫名義の家に住んでいるが、夫が亡くなった後もこの家に住むことができるのだろうか?」「不動産の生前贈与を受けると税金がかかるのでは?」という不安を抱えた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

配偶者控除の特例

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに、最高2000万円まで控除(配偶者控除)ができるという特例があります。

この特例を活用すれば、2110万円までの居住用不動産であれば非課税で配偶者に贈与できることになります。

特別受益の問題

居住用不動産の贈与を受けると、夫が亡くなった際、妻が夫の遺産を一部先に受け取っているとみなされ、特別受益の問題が発生します。遺産の内容によっては妻が自宅以外の財産を受け

取れず、その後の生活に困ってしまうこともあり得ます。

そのような事態を防ぐため、妻に自宅を維持させつつ、自宅以外の財産についてもある程度のものを遺す方法として、遺言を作成するなどして自宅以外の財産についてどのように分けたいのか意思を明確にしておくことをお勧めします。

ポイント

特例を使って居住用不動産の贈与を行う場合には、ご自身の財産の内容を確認し、遺言を作成するなどして、配偶者の生活が困らないようにしておく必要があります。



葬儀にまつわる「お金」の問題

弁護士 細谷 祐輔



香典は誰のもの

葬儀時等にいただく香典は、死者の供養や遺族の悲しみを慰め、葬儀費用に充てることを目的として喪主に贈与されるものとされています。受け取った香典は、その趣旨に従い葬儀費用や香典返しの費用等に充てられます。しかし、香典から費用を支払い、結果余剰が出ても、香典は喪主に贈与されるものですから、他の相続人から余剰分を分けるよう請求することはできません。

香典で足りなかった葬儀費用は、誰が負担すべきか

香典で葬儀費用をまかないきれない場合には、葬儀費用を誰が負担すべきかが問題になります。相続人で話し合い、相続財産から葬儀費用を支払う、又は相続分に応じて相続人が分担するなどの解決策が多いのですが、話し合いがまとまらない場合には誰が葬儀費用を負担すべきか基準が必要になります。裁判例や学説でも立場がさまざま分かれ

ています。

裁判例では、喪主が負担すべきとする立場を採用するものが多くみられますが、不足分の葬儀費用を喪主だけが負担しなければならないという不公平な結論になりえます。こうした結果を避けるため、事前に遺言書で、被相続人が葬儀費用を相続財産から支出するよう指示をする、または葬儀法要の主宰者を指定して、費用を負担してもらう代わりに遺産を多く配分する等の対策をするとうまいでしょう。

香典返しの費用は葬儀費用ではありません

なお、香典返しの費用は葬儀費用そのものではありません。香典を受け取った喪主が負担すべき費用ですから、香典でまかなえない場合でも他の相続人に負担を求めることはできません。



消費者を救済する 仕組みを活用しましょう

弁護士 日和 優人



1 クーリング・オフとは

「クーリング・オフ」とは、消費者が訪問販売などの取引で契約した場合でも、一定期間であれば、無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。

クーリング・オフを行うと、契約ははじめからなかったことになり、違約金や損害賠償金を支払う必要もありません。今回は特定商取引法で定められているクーリング・オフについて説明します。

2 対象となる取引、期間、そして例外について

クーリング・オフが出来る取引は、①訪問販売②電話勧誘販売③特定継続的役務提供（エステ、語学教室等）④連鎖販売取引（マルチ商法）⑤業務提供誘引販売取引（内職商法等）⑥訪問購入です。クーリング・オフが可能な期間は、法定書面（契約書等）受け取った日から数えて、①②③⑥の取引は8日以内。④⑤の取引については20日以内と定められています。

但し、上記①②の場合で3000円未満の現金取引、上記③の場合で短期（エステは1か月以内、その他は2か月以内）又は少額（税込5万円以内）の取引、法人・事業者の営業上の契約などの場合には、クーリング・オフは出来ません。

3 クーリング・オフの方法

クーリング・オフは、法律上、書面で行うこととされています。葉書や普通郵便などで行うことも可能ですが、確実に証拠を残すために、費用は掛かりますが、内容証明郵便で行うことが効果的です。特に契約金額が高額であったり、相手方の業者が信用できないようなケースは、後々のトラブルを回避するためにも、内容証明郵便を使用した方がよいと思います。



借金を整理する為の 「破産、免責の手続き」

弁護士 角 大祐



借金の整理のため、個人が破産手続を行う場合、同時に免責手続という手続を行います。免責とは、借金などの債務の支払義務を免れることを指します。免責手続の結果、裁判所の免責許可決定がなされれば借金の支払義務がなくなります。つまり、個人の破産では、免責を得られるかどうか最も重要となります。

免責許可の要件

しかし、一定の事由があると免責が許可されないことがあります。例えば、ギャンブルや浪費によって過大な借金を負った場合や、免責許可を得てから7年以内に、再度、免責許可の申立てを行った場合などです。これらを「免責不許可事由」と言いますが、仮に免責不許可事由がある場合でも、その他の事情を考慮して、裁判所の裁量で免責が許可されることも少なくありません。実際、ギャンブルや浪費で借金をされた方でも、反省してギャンブル

や浪費を止め、誠実に破産手続を行ったなどの事情が考慮され、免責を得られることもあります。

免責の対象にならない債務

免責許可決定を得られたとしても、すべての債務について支払義務を免れることができるわけではありません。例えば、税金、社会保険料、下水道料金、養育費、罰金などは免責されません。これらの債務は、破産・免責の手続をしても支払い続ける必要があります。

周囲への影響

破産をしても、生命保険募集人や警備員などの一部の仕事を除いて就業への影響はありません。また、破産したことは、債権者に通知される以外は、官報（政府の機関紙）に掲載されるだけなので、会社や友人に知られるリスクは小さいといえます。

ロシアから、フルサポートをめざして

弁護士 南 純



この度、ロシアの会社で働くことが決まり、小寺・松田法律事務所を退所することとなりましたことをご報告いたします。

ロシアで働くことを決断するに至った理由は、ロシアでの実務経験がないことから、フルサポートができず、逆にロシアビジネスの芽を潰しているのではないかといったジレンマに悩んでいたからです。

「ロシアとビジネスをしたいのでロシアの法制度を知りたい」というご依頼をよくいただきます。しかし、様々な法規制や法リスクにより想定以上に困難が伴うことをお伝えざるを得ず、皆様のロシアビジネスの可能性を上げることができていないと感じておりました。

もし、私にロシアでの実務経験があり、法規制を前提に、別の角度からの解決策を提示できれば、もっと

皆様のロシアビジネスの可能性を広げられるのに、という歯痒い思いがいつもありました。

そのような折、PwC Russia（プライスウォーターハウスクーパース・ロシア）のモスクワ本部で、日本企業向けに税務・法務等のコンサルティング業を行う機会をいただき、苦悩の末に、ロシアで働くことを決意いたしました。

ロシアで働きながら実務を学び、今後、北海道や日本の皆様に、ロシアからフルサポートできる人材になることを目指して、日々精進したいと思っております。今後も、小寺・松田法律事務所とは個人的に協力しながら、日露ビジネスを盛り上げていきたいと考えておりますので、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

どうぞよろしく願っています

弁護士 大塚 智子



この度ご縁をいただき、小寺・松田法律事務所に入所致しました、弁護士の大塚智子と申します。

私は、福岡市で生まれ、そこで高校を卒業するまでの18年間で過ごしました。

東京大学では経済学を専攻していましたが、漠然と、困っている人のために働きたいと考えるようになり、司法の道を志しました。

司法試験に合格した後、司法修習の時に刑事事件への興味を強くして検事となり、札幌地検などに勤務しました。在職中に、裁判に被害者等が参加する被害者参加制度や裁判員裁判などが実施されるようになり、これまで閉鎖的だった刑事裁判が市民に開かれていく過程を目の前で見ました。

検事退官後は、ご縁があつて札幌に住むことになり、

気がつけば、北海道に来て早9年です。

北海道に来た当初は、生まれ育った九州との気候や食べ物などの違いに驚くことも多かったのですが、今ではすっかり馴染み、話していてもつい北海道弁が出てまいります。

私生活では、二児の母として、日々育児に奮闘中です。

出産育児のために、しばらく仕事を休んでおりましたが、自分の知識や経験を生かして社会に貢献していきたいという気持ちが年々強くなり、弁護士として働く決意を致しました。

弁護士としては駆け出しですが、これまでの人生経験を生かして、依頼者の方のお役にたつていきたいと覚悟を新たにしています。

どうぞよろしく願っています。

ホームページをリニューアルしました <http://kmlaw.jp/>

当事務所のホームページをリニューアルしました。スマートフォンでも見るができます。

皆様のお役に立つ情報を掲載していきますので、ぜひ一度、ご覧下さい。

札幌弁護士会所属

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

●Homepage <http://www.kmlaw.jp/>●Facebook <https://www.facebook.com/kmlaw1983>

[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階 TEL 011-281-5011/FAX 011-281-5060

[岩見沢事務所] 〒068-0021 北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2 ライズビル2階 TEL 0126-22-3380/FAX 0126-22-3188

[滝川事務所] 〒073-0036 北海道滝川市花月町1丁目1番10号 TEL 0125-23-8455/FAX 0125-23-8448

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階 TEL 0144-36-7230/FAX 0144-36-3101

K M 社会保険労務士法人

[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階 TEL 011-281-5011/FAX 011-281-5060

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階 TEL 0144-36-7230/FAX 0144-36-3101